



平成31年1月28日

市政記者各位

経済観光文化局 創業・大学連携課

外国人起業家がさらに活動しやすくなります！ ～全国初！福岡市が新しいスタートアップビザ制度の認定を受けました～

1 制度の目的・概要

外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、平成30年12月28日より経済産業省と法務省において開始された「外国人起業活動促進事業」（新しいスタートアップビザ制度）について、福岡市が全国で初めて起業促進実施団体の認定を受けました。

これまでの「スタートアップビザ」は、国家戦略特区に指定されている福岡市において特例的に認められた制度であり、在留期間は最長6ヵ月で、他の在留資格から変更はできませんでしたが、新しい制度の特徴は、**最長1年間在留期間が与えられること、在留資格「留学」等からの資格変更が可能になること、認定を受けた自治体のみが活用できること等**があげられます。

福岡市は、市内経済の活性化を図るため、新しいスタートアップビザ制度を活用し、今後とも、外国人起業家の起業を積極的に応援していきます。

2 経緯・今後のスケジュール

平成30年12月28日 外国人起業活動促進事業の告示・施行

平成31年 1月28日 起業促進実施団体として認定

平成30年度中 申請受付開始

※申請受付開始は後日 HP 等でお知らせしていきます。

3 参考

【経済産業省HP】

《外国人が起業しやすい新たな制度を創設します》

■ <http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181228001/20181228001.html>

《外国人起業活動促進事業に関する告示》

■ <http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/index.html>

【問い合わせ先】

福岡市 経済観光文化局 創業・大学連携課

担当：富田、高増、吉原

TEL：092-711-4455（内線4455）

平成 31 年 1 月 28 日

外国人起業活動促進事業に関する制度において 福岡市の計画を第 1 号案件として認定しました

本制度では、地方公共団体が策定する計画の下、起業を目指す外国人が、最長 1 年間、起業準備のため日本に在留することが可能となります。
このたび、第 1 号案件として福岡市の計画を認定しました。

1. 福岡市の計画認定

本制度では、地方公共団体による支援の下、起業を目指す外国人が、最長 1 年間、起業準備のため日本に在留することが可能になります。

外国人起業家を支援しようとする地方公共団体は、その計画(「外国人起業活動管理支援計画」)について経済産業省の認定を受ける必要があります、このたび、福岡市の計画を第 1 号案件として認定しました。

計画が認定された地方公共団体は、起業を目指す外国人の申請を受け、その内容を審査し、確認書を発行します。その後、外国人起業家は当該確認書を持って、入国管理局の審査を受けることで、起業準備のための在留が可能となります。今回の認定を受け、福岡市は、外国人起業家から、本制度に基づく申請受付が可能となります。

2. 本制度の背景

本制度の背景として、「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)に基づき、我が国の産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的として、平成 30 年 12 月 28 日より法務省とともに開始したものです。

詳細については下記 URL をご覧ください。

なお、今後、計画を認定した地方公共団体は、下記 URL に追加していきます。

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startupvisa/index.html>

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業政策局新規事業創造推進室

室長: 福本

担当者: 黒藪、原、長谷川

電話: 03-3501-1511(内線 2661)

03-3501-1569(直通)